

令和7年第3回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第73号	上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	人事課	1
議案第74号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		2～5
議案第75号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		6～8
議案第72号	令和7年度上越市一般会計補正予算（第1号）	総務課	9～10

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第73号
提出課	人事課

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準単価の改定方針を踏まえ、選挙長等の報酬額を改定するもの

2 改正内容

- (1) 選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人、指定病院等における不在者投票の外部立会人及び開票立会人の報酬額を引き上げる。(別表関係)
- (2) (1)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日

規則で定める日

4 上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																																								
別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>〃 <u>12,200円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>〃 <u>14,500円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>〃 <u>12,200円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>〃 <u>10,100円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>〃 <u>12,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>指定病院等における不在者投票の外部立会人</td> <td>〃 <u>12,400円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>〃 <u>10,100円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報 酬 額	(略)		選挙長	〃 <u>12,200円</u> 以内	投票管理者	〃 <u>14,500円</u> 以内	開票管理者	〃 <u>12,200円</u> 以内	選挙立会人	〃 <u>10,100円</u> 以内	投票立会人	〃 <u>12,400円</u> 以内	指定病院等における不在者投票の外部立会人	〃 <u>12,400円</u> 以内	開票立会人	〃 <u>10,100円</u> 以内	(略)		別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>〃 <u>10,800円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>〃 <u>12,800円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>〃 <u>10,800円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>〃 <u>8,900円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>〃 <u>10,900円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>指定病院等における不在者投票の外部立会人</td> <td>〃 <u>10,900円</u>以内</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>〃 <u>8,900円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報 酬 額	(略)		選挙長	〃 <u>10,800円</u> 以内	投票管理者	〃 <u>12,800円</u> 以内	開票管理者	〃 <u>10,800円</u> 以内	選挙立会人	〃 <u>8,900円</u> 以内	投票立会人	〃 <u>10,900円</u> 以内	指定病院等における不在者投票の外部立会人	〃 <u>10,900円</u> 以内	開票立会人	〃 <u>8,900円</u> 以内	(略)	
区 分	報 酬 額																																								
(略)																																									
選挙長	〃 <u>12,200円</u> 以内																																								
投票管理者	〃 <u>14,500円</u> 以内																																								
開票管理者	〃 <u>12,200円</u> 以内																																								
選挙立会人	〃 <u>10,100円</u> 以内																																								
投票立会人	〃 <u>12,400円</u> 以内																																								
指定病院等における不在者投票の外部立会人	〃 <u>12,400円</u> 以内																																								
開票立会人	〃 <u>10,100円</u> 以内																																								
(略)																																									
区 分	報 酬 額																																								
(略)																																									
選挙長	〃 <u>10,800円</u> 以内																																								
投票管理者	〃 <u>12,800円</u> 以内																																								
開票管理者	〃 <u>10,800円</u> 以内																																								
選挙立会人	〃 <u>8,900円</u> 以内																																								
投票立会人	〃 <u>10,900円</u> 以内																																								
指定病院等における不在者投票の外部立会人	〃 <u>10,900円</u> 以内																																								
開票立会人	〃 <u>8,900円</u> 以内																																								
(略)																																									

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 4 号
提 出 課	人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、育児部分休業の取得形態に、「1年につき10日相当の範囲内」の形態を加えるなど、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。以下同じ。）の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除する。（第22条関係）
- (2) 1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除する。（第23条関係）
- (3) 部分休業の取得形態に、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを加える。（第23条の2―第23条の4関係）
- (4) 部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定する。（第23条の5関係）
- (5) その他文言を整備する。
- (6) 人事院規則で定める時間を基準として条例で定める部分休業の時間について、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする経過措置を設ける。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和7年10月1日

4 職員の育児休業等に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は</p> <p>_____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 規則で定める特別休暇又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をす</p>	<p>_____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。_____)</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 規則で定める特別休暇又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をす</p>

改正案	改正前
<p>るための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数 (追加)</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。(追加)</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (追加)</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p>	<p>るための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>第23条の5 育児休業法第19条第3項の</u> <u>条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷</u> <u>又は疾病により入院したこと、配偶者と別</u> <u>居したことその他の同条第2項の規定によ</u> <u>る申出時に予測することができなかった事</u> <u>実が生じたことにより同条第3項の規定に</u> <u>よる変更（以下「第3項変更」という。）</u> <u>をしなければ同項の職員の小学校就学の始</u> <u>期に達するまでの子の養育に著しい支障が</u> <u>生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p><u>第24条 職員が育児休業法第19条第1項</u> <u>に規定する部分休業の承認を受けて勤務し</u> <u>ない場合には、給与条例第21条第1項の</u> <u>規定にかかわらず、その勤務しない1時間</u> <u>につき、同条第2項に規定する勤務1時間</u> <u>当たりの給与額を減額して給与を支給す</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p> <p><u>第25条 育児休業法第19条第6項におい</u> <u>て準用する育児休業法第5条第2項の条例</u> <u>で定める事由は、職員が第3項変更をした</u> <u>ときとする。</u></p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p><u>第24条 職員が部分休業</u> <u>_____の承認を受けて勤務し</u> <u>ない場合には、給与条例第21条第1項の</u> <u>規定にかかわらず、その勤務しない1時間</u> <u>につき、同条第2項に規定する勤務1時間</u> <u>当たりの給与額を減額して給与を支給す</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p> <p><u>第25条 第14条の規定は、部分休業につ</u> <u>いて準用する。</u></p>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第75号
提 出 課	人事課

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院規則の一部改正に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するもの

2 改正内容

- (1) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備する。(第18条の2関係)
- (2) その他文言を整備する。
- (3) 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。(附則第2項関係)

3 施行期日

- (1) 2(1)及び(2)の改正 令和7年10月1日
- (2) 2(3)の改正 公布の日

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合にお</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合にお</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る休暇とする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第 18 条の 2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年上越市条例第 9 号）第 26 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第 26 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための</u></p>	<p>る休暇とする。</p> <p>2 及び 3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (追加)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u></p> <p>_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第18条の4</u> 略</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第18条の3</u> 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第72号
提出課	総務課

歳出科目 (P10~P11)	2款1項32目	定額減税補足給付費
----------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
定額減税補足給付金事業	0	510,624	510,624

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	510,624	報酬	3,519
		職員手当等	2,700
		需用費	497
		役務費	6,086
		負担金補助及び交付金	
			497,310

【補正理由】

令和6年度に実施した国の定額減税措置に伴う補足給付金について、令和6年分所得税額等の確定に伴い給付額に不足が生じた納税義務者に対して、国の交付金を活用し追加給付を行うため、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	510,624	510,624

(歳出)

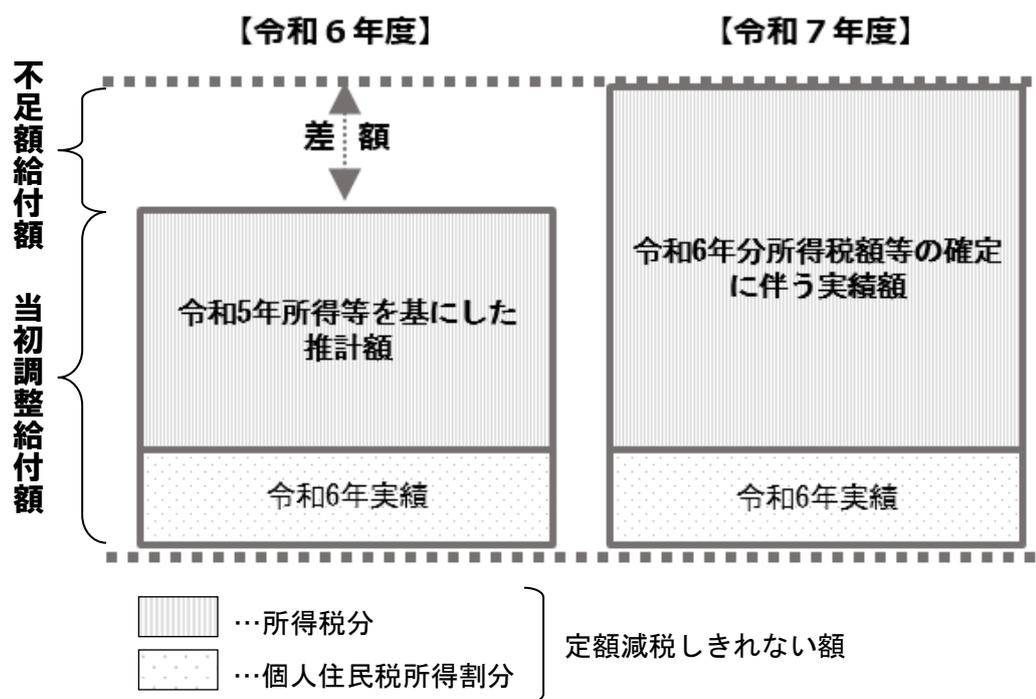
区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	0	3,519	3,519
職員手当等	時間外勤務手当	0	2,700	2,700
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	0	348	348
	雇用保険料	0	36	36
旅費	会計年度任用職員費用弁償	0	128	128
需用費	消耗品費	0	497	497
役務費	通信運搬費	0	4,171	4,171
	手数料	0	1,915	1,915
負担金補助及び交付金	定額減税補足給付金(不足額給付)	0	497,310	497,310
合計		0	510,624	510,624

< 定額減税補足給付金（不足額給付）の概要 >

(1) 給付対象者及び給付額

- ① 令和6年度に国が実施した1人4万円の定額減税において、減税しきれないと見込まれる納税義務者に給付した定額減税補足給付金（当初調整給付）について、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことから、令和6年分所得税額等の確定に伴い、当初調整給付額に不足が生じた納税義務者に対して、差額を給付する。

< イメージ >



- ② 当初調整給付時に本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった納税義務者に対して、1人当たり4万円を支給する。

(2) 対象納税義務者数（見込み）

16,700人

(3) 給付方法

給付に必要な申請書類を随時発送し、指定の口座に振り込む。なお、昨年度給付者及び公金受取口座登録者は、振込口座の提出を不要とし、プッシュ型で振り込む。

(4) スケジュール

6月2日	事務処理基準日
8月上旬	申請書類発送開始
8月下旬	初回振込
10月31日	申請期限
11月下旬	振込終了